大阪公大医書式(物提)

物品等の提供に関する覚書

公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と　　（依頼者の名称）　　（以下「乙」という。）とは、甲乙間において西暦○○○○　　　　年　　月　　日付けで締結した治験契約（以下「原契約」という。）に基づく治験（治験課題名：「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」、治験実施計画書番号：　　　　　　　、承認番号：　　　　　　）（以下「本治験」という。）の実施に必要な物品等の提供について、以下のとおり合意し覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（提供）

第１条　乙は、原契約第7条の定めに従い、本覚書締結後速やかに次の物品、書類、消耗器材及び設備備品（以下「物品等」という。）を甲に無償で提供するものとし、甲は、これを使用して本治験を実施する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 品番・型番等 | 数量 | 単位 | 備　考 |
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |
| ④ |  |  |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |  |  |

（目的外使用の禁止）

第２条　甲は、物品等を本治験の実施の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しない。

２ 甲は、物品等を第三者に使用又は収益させてはならない。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

（物品等の維持管理）

第３条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物品等を維持管理する。

２　甲は、理由の如何にかかわらず、物品等を改造してはならない。

３　物品等につき、故障その他理由により修理が必要となったときは、甲は、速やかにその旨を乙に通知し、乙は、自己の負担において当該修理を行う。ただし、甲（甲の職員のほか、甲との契約に基づき甲の業務を行う第三者を含む。）の責めに帰すべき事由により修理が必要となる事態が発生したときは、甲の費用負担により乙が修理を行う。

（経費の負担）

第４条 物品等の搬入、取付け、取外し及び撤去に要する経費は、原則として乙が負担する。

２　物品等の使用に必要な消耗品は、乙が甲に提供する。

３　物品等の使用により生じる光熱費、水道料等の通常の運用経費は、甲が負担する。

（権　利）

第５条　本覚書及びこれに基づく物品等の開示、提供は、甲に対して物品等に係る実施権その他権利を付与するものではない。

（提供期間）

第６条　物品等の提供期間は、本覚書締結日から本治験の終了日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、提供期間の満了前に甲が物品等の使用を終了した場合は、当該終了日をもって物品等の提供は終了する。

（損害賠償）

第７条　物品等の瑕疵・欠陥に起因して甲が損害を被った場合は、乙は、自ら又は甲と協力して甲が被った損害に対する賠償の解決に努めなければならない。

２　甲は、物品等を滅失し又はき損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、 甲の故意又は重大な過失による場合を除き、賠償の責任を負わない。

（物品等の廃棄）

第８条　甲は、物品等の提供期間が終了した場合は、費消しなかった物品等を遅滞なく廃棄する。

（覚書の変更）

第９条　本覚書の各条項に定める事項を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、文書により本覚書を変更する。

（覚書の有効期間）

第１０条　本覚書は、本覚書締結日に発効し、第８条に定める甲が物品等の返却を完了し、乙がこれを確認した日まで有効に存続する。

（協議事項）

第１１条　本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義が生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各１通を保有する。

　西暦　　　年　　　月　　　日

 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目２番７-６０１号

 甲 公立大学法人大阪

 大阪公立大学医学部附属病院長

 中村　博亮 　　 　　 印

 　　　　　（所在地）

乙 　　　 　　(名　称)

 　 (代表者) 　　印